

離婚の手續(下)

審判や判決による解決も

裁判所の判断により離婚が認められる手續としては審判と判決があります。

離婚調停で合意が成立しない場合に家庭裁判所は相当と認めたならば、職権で当事者の申立ての趣旨に反しない限度で離婚の審判をすることができるとされています(家事審判法24条)。この審判は、2週間以内に当事者から異議を申し立てられると効力を失いますが、異議の申立てがなければ審判は確定し、離婚が成立します。

協議離婚、調停離婚、審判離婚が成立しない場合、離婚を求める当事者は最後の手續きとして家庭裁判所に離婚訴訟をおこすことができます。

離婚訴訟は人事訴訟法に基づく訴訟として夫または妻の住所地を受け持つ家庭裁判所に起こすこととなります。離婚訴訟では、夫婦の離婚と同時に未成年の子がいる場合に離婚後の親権者を定めることとされ、さらに、子の養育費の支払、財産分与、年金分割などについても決めてもらうよう申し立てることができます。また、離婚訴訟とともに離婚に伴う慰謝料請求の訴訟を起こすこともできます。

離婚訴訟は、判決による解決のほか、裁判上の和解

によっても解決することができます。

離婚を合意する和解が成立した場合や離婚を命ずる判決が確定した場合には離婚の効力を生じますが、訴を提起した者は和解調書交付の日または判決確定の日から10日以内にその内容に応じて戸籍の届出をしなければなりません。

判決による離婚は、法律が定める一定の離婚原因が認められる場合に他方の意思にかかわらず裁判所が離婚をさせるもので、強制的な離婚の手続きです（民法770条）。どのような場合に離婚原因が認められるのか問題になりますが、今回はこの離婚原因についてご説明します。

\* \* \* \*

前回の離婚届の「不受理申し出」について、これまで有効期間6か月がありましたが、戸籍法の改正により平成20年5月1日から一度不受理の申し出をすると有効期間の制限なく不受理が継続されることとなりました。そこで、不受理申し出をした後に離婚届を受理してもらう場合には不受理申し出の取下げが必要となりますので注意を要します。